

○法第11条を適用している事案で、開示決定等までに1年超を要したもの(資料8)

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
宮内庁	式部職 儀式録昭和27年 皇太子成年式立太子の礼	H15. 1. 17	H18. 3. 27	1161	予想以上に開示・不開示の審査に時間を要したほか、担当部局が業務繁忙であったため。(計3件)
警察庁	①「技術上の規格の解釈等に係る業者等からの質疑(ばちんこ)平成13年」内の文書 ②「技術上の規格の解釈等に係る業者等からの質疑(ばちんこ)平成14年」内の文書 ③「技術上の規格の解釈等に係る業者等からの質疑(回胴式遊技機)平成13年」内の文書 ④「技術上の規格の解釈等に係る業者等からの質疑(回胴式遊技機)平成14年」内の文書 ⑤「試験実施に係る(財)保安電子通信技術協会からの質疑(ばちんこ)平成13年」内の文書 ⑥「試験実施に係る(財)保安電子通信技術協会からの質疑(ばちんこ)平成14年」内の文書 ⑦「試験実施に係る(財)保安電子通信技術協会からの質疑(回胴式遊技機)平成13年」内の文書 ⑧「試験実施に係る(財)保安電子通信技術協会からの質疑(回胴式遊技機)平成14年」内の文書(8件)	H17. 1. 20	H18. 1. 31	377	8件の案件とも主管課が同じであるとともに、開示請求に係る行政文書は大量であり、また、当該文書を提出した法人等との調整が必要であったことにより、決定の検討に時間を要したため
総務省	特定政党の平成15年分収支報告書に添付された領収書等書類の写し	H16. 12. 27	H17. 12. 28	366	請求者から、平成13～15年分の特定政党の収支報告書に添付された領収書等の写しについて開示請求を受けたが、対象となる行政文書は3年分で合計約14,000枚に及ぶ大量のものであり、所掌事務の繁忙に加え、対象文書の審査に時間を要したため
検察庁	大阪地方検察庁における支出計算書(平成11年度から13年度)(3件)	H14. 5. 16	H17. 9. 27	1,230	平成14年7月12日に、平成11年度から13年度の相当部分(約2,100枚)につき開示決定をしているものであるが、それでもなお、残りの対象となる文書量については、平成11年度分約30,600枚、平成12年度分約28,600枚、平成13年度分約29,400枚におよび、この他にも複数の開示請求者から同時期に大量の行政文書(平成8年度、同10年度の同種の文書等)の開示請求がなされ、審査に時間を要したため。
			H18. 1. 25	1,350	
			H18. 2. 22	1,378	
外務省	国連第026回総会/中共代表権問題 [作成(取得)時期] ①1971年07月01日 ②1971年09月20日 国連代表権問題/中共 [作成(取得)時期] ③1971年10月05日 の文書の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する 1. 政策決定過程がわかる文書 2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、意向、目的、方針がわかるもの 3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析	H15. 1. 6	H17. 10. 26	1,024	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量(開示頁数計約900枚)で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
			H18. 2. 16	1,137	
			H18. 2. 21	1,142	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	国連第024回総会/中共代表権問題 [作成(取得)時期] ①1969年07月01日	H15. 1. 7	H17. 10. 24	1, 021	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量(開示頁数計約850枚)で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	国連代表権問題/中共 [作成(取得)時期] ②1970年01月07日 ③1970年09月26日 ④1970年10月13日		H17. 10. 26	1, 023	
	国際連合における中国代表権問題一件 [作成(取得)時期] ⑤1970年10月01日		H17. 11. 21	1, 049	
	の文書の中で、当時の中国の国連加盟問題に対する 1. 政策決定過程がわかる文書 2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部局の立場、 意向、目的、方針がわかるもの 3. 外務省(特に国連局)の各時期における情勢分析		H18. 3. 10	1, 158	
			H18. 3. 29	1, 177	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引条約(ワシントン条約) ①1971年08月11日 ②1972年12月05日 ③1973年09月07日 ④1972年02月21日 ⑤1973年01月09日 以上の文書のうち、国連公式文書で一般公開文書を除くもの。他 (計5件)	H15. 5. 16	H18. 1. 31 (①~③)	991	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量(開示頁数計約2,600枚)であり、また、同時期に多数の開示請求処理業務が集中したことにより、対象文書の探索、主管局部の特定、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定に多くの時間を要したため。	
		H18. 3. 31 (④~⑤)	1, 050		
1967年開催の国連総会のために省内で作成された日本の基本方針および議題別対処方針を記した文書。他 (計10件)	H15. 5. 27	H17. 10. 27	884	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量(開示頁数計約1,100枚)で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。	
「北朝鮮1」及び「北朝鮮3」。 (計2件)	H15. 8. 4	H17. 11. 1	820	開示請求対象文書が著しく大量(開示頁数計約250枚)であること、及び同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことに加え、イランの核問題、朝鮮半島情勢をはじめとする軍縮・不拡散体制を巡る現下の国際情勢により所掌の業務が予想以上に繁忙な状況が継続し、作業に要する十分な時間を確保することができなかったため。	
1971年国連第26回総会における中国(中共)代表権問題審議をめぐる日本の対応に関する政府(外務省)内の政策立案過程、現地国連代表部と本省との協議、関係各国との協議の記録。 (関係ファイル:「国連代表権問題/中共」、「国連第026回総会/中共代表権問題」)(作成時期:1971年7月1日)	H15. 11. 12	H18. 2. 16	827	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量(開示頁数約350枚)で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	1971年国連第26回総会における中国（中共）代表権問題 審議をめぐる日本の対応に関する政府（外務省）内の政策立案過程、現地国連代表部と本省との協議、関係各国との協議の記録。 （関係ファイル：「国連代表権問題/中共」、「国連第026回総会/中共代表権問題」）（作成時期：1971年9月20日）	H15. 11. 17	H18. 2. 21	827	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約550枚）で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	(旧)内外人外国在留旅行及び保護取締関係－外国在留及び保護取締－出入国、保護、取締、送還 ①作成時期1959年02月01日 ②作成時期1959年08月01日 ③作成時期1958年01月01日	H15. 12. 3	H17. 8. 23	629	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約1,500枚）であり、また、主管課において開示請求受付後に六者会合、日朝協議等当初予測し得なかった事務の繁忙が生じたこと、同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため。
			H17. 10. 19	686	
			H17. 10. 21	688	
			H17. 11. 17	715	
			H18. 2. 24	814	
	①朝鮮半島情勢（1959年11月20日） ②朝鮮半島情勢（1955年3月21日）（他、計3件） ③北朝鮮関連領事事務（1955年10月27日）	H15. 12. 16	H17. 9. 21	645	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約1,800枚）であり、また、主管課において開示請求受付後に六者会合、日朝協議等当初予測し得なかった事務の繁忙が生じたこと、同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため。
			H17. 10. 12	666	
			H18. 3. 2	807	
	①北朝鮮情勢 1969年1月13日作成 ②南北朝鮮関係 1975年1月1日作成 ③北朝鮮関連領事事務 1974年4月9日作成 ④北朝鮮関連領事事務 1962年1月28日作成（他、計32件）	H16. 1. 16	H17. 9. 13	606	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約12,400枚）であり、また、主管課において開示請求受付後に六者会合、日朝協議等当初予測し得なかった事務の繁忙が生じたこと、同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため。
			H17. 9. 16	609	
			H17. 9. 21	614	
			H17. 9. 22	615	
日中航空協定予備交渉の記録 （第1回は1973年3月、第2回は1973年4月） （他、計2件）	H16. 1. 28	H18. 1. 23	726	対象となっている行政文書の性質上、開示等の決定を行うための判断に時間を要したため。対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約800枚）であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、日中間の要人往来、実務協議等他の事務も著しく繁忙であったため。	
1974年3月－4月にかけて日中航空協定交渉の記録 3月13日の小川平四郎大使申し入れから4月20日の調印まで *3月24日以降の9回の全体会議と24回の作業部会を優先		H18. 3. 24	786		

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	(大) : (新) 国際会議・機関 (中) : 国際会議・機関/経済・経済協力 (小) : 水産 文書ファイル名: ①国際捕鯨委員会 (第032回) 作成者: 外務省経済局漁業室 作成時期: 1979年12月1日 (他、計41件) ②国際捕鯨委員会 (第029回) 特別会議 作成者: 外務省経済局漁業室 作成時期: 1977年8月6日等 (計2件) ③国際捕鯨委員会 (第030回) 作成者: 外務省経済局漁業室 作成時期: 1978年4月1日等 (計2件) ④国際捕鯨委員会/米国の動向 作成者: 外務省経済局漁業室 作成時期: 1988年3月11日	H16. 2. 27	H17. 5. 31	459	開示請求の対象となった行政文書の量が著しく大量(開示頁数計約18,600枚)で、かつ本件開示請求の主管課(室)に一度に大量の開示請求が寄せられたため。
			H17. 7. 27	516	
			H17. 8. 24	544	
			H17. 11. 18	630	
	昭和49年、来日したフォード大統領と、田中角栄首相の会談内容が分かる文書	H16. 3. 4	H17. 9. 21	566	対象となりうる行政文書が著しく大量(探索ファイル数計11冊)で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に十分な時間を要し、また、日米間の要人往来、第二期ブッシュ政権の政策フォロー等他の事務が繁忙で、情報公開事案の処理に割ける時間が限られていたため。
	日本の地方産業政策及び地域発展、経済開発政策が対外政策、外交のおよぼした影響に関する文書。特に1968年2月&5-8月、沖縄の経済発展計画に関する文書。	H16. 4. 28	H17. 9. 12	502	対象となりうる行政文書が著しく大量(探索ファイル数計39冊)で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に十分な時間を要し、また、日米間の要人往来、第二期ブッシュ政権の政策フォロー等他の事務が繁忙で、情報公開事案の処理に割ける時間が限られていたため。
	中共問題 ①1964年01月17日 ②1962年03月30日 1. 日本政府(外務省)の対中国政策の内容がわかる政策文書、または日本政府(外務省)内部の討議などがわかる文書等。 2. 日本側当局者と中国政府関係者との接触の記録 3. 在外公館から中国に関する本省宛の電報や報告	H16. 5. 18	H18. 3. 24	675	対象となる行政文書が著しく大量(開示頁数計約200枚)であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、日中間の要人往来、実務協議等他の事務も著しく繁忙であったため。
H17. 8. 25	464				

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	日台接触 ①1972年05月21日 日台関係 ②1975年07月01日 ③1975年01月01日 日台航空 ④1975年07月01日 ⑤1974年04月01日 ⑥1974年06月01日 1. 日本政府の対台湾政府の内容がわかる政策文書、または日本政府内部の討議などがわかる文書等 2. 日本側当局者と台湾政府関係者との接触の記録 3. 台湾の在日大使館から本省宛の電報や報告	H16. 6. 3	H17. 7. 25	417	対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約400枚）であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、日中間の要人往来、実務協議等他の事務も著しく繁忙であったため。
			H17. 11. 18	533	
			H18. 1. 31	607	
			H18. 2. 2	609	
			H18. 3. 3	638	
			H18. 3. 10	645	
	「ヴェトナム戦争 本邦の立場及び役割 第1巻」、同「第2巻」（計2件）	H16. 6. 4	H17. 7. 4	395	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約1,000枚）で、開示請求が本件以外にも多数有り、また2004年6月の越首相訪日、7月のオビニオンリーダー招聘、9月越前国家主席訪日、10月ASEM5（於越）等他の事務も著しく繁忙であったため。
	1970年10月11日から12日にかけて愛知揆一外相が沖縄を訪問した際に行った、 ①米軍関係者との会談に関する準備資料とその記録。 ②演説の内容。	H16. 6. 4	H17. 6. 24	385	対象となりうる行政文書が大量（探索ファイル数計20冊）で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査、開示・不開示の決定等に十分な時間を要し、また、日米間の要人往来、第二期プッシュ政権の政策フォロー等他の事務が繁忙で、情報公開事案の処理に割ける時間が限られていたため。
H17. 7. 4	395				
	1949年から1955年にかけて日本の外国資本導入制度が確立し、再編された。この外資導入に関わる外務省の政策形成過程、制度の取り組み及び外資系業者の実体に関する行政文書の開示を請求する。	H16. 6. 7	H17. 6. 30	388	1. 開示請求の対象となる文書の年代が古く、また期間も長いことから、文書の探索、特定に予想外の時間を要したため。 2. 年代が古い本案件の所管官庁は既に機構改革を経ているため、現在の所管の決定が難しく、予想外の時間を要したため。
	本邦における外国人の出入国、居住、営業関係/ ①法規関係/外国人登録令 第1巻（他、計7件） ②入管情報並びに出入国管理統計 月報 第2巻	H16. 6. 29	H17. 7. 28	394	対象文書が著しく大量（開示頁数計約1,650枚）であったことに加え、当時、中国団体観光旅行の地域拡大及び韓国人に対する査証免除措置等の案件の対応に忙殺されていたため。
H17. 7. 29			395		
H17. 11. 11			500		
	日朝関係（出入国関連案件） ①1966年8月1日（他、計10件） ②1970年4月1日（他、計7件）	H16. 6. 29	H17. 11. 21	510	開示請求の対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約6,600枚）であり、また、主管課において開示請求受付後に六者会合、日朝協議等当初予測し得なかった事務の繁忙が生じたこと、同時期に処理すべき開示請求が同時期に多数の開示請求が集中し、また、日米間の要人往来、第二期プッシュ政権の政策フォロー等他の事務が繁忙で、情報公開事案の処理に割ける時間が限られていたため。
	沖縄復帰一般（1972年5月） 1972年05月15日作成 （決裁注：1件の行政文書ファイル（簿冊数1）に対する開示請求であるので、「対象となりうる行政文書が大量」云々は主張しがたいと思料。他方、同一の開示請求者から同一日に10件余の開示請求を受けているため、「同時期に多数の開示請求が集中し」とした。）		H16. 7. 5	H18. 2. 2	

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	59年5月13日の日本-南ベトナム賠償協定の調印、藤山愛一郎外相のサイゴン訪問記録・資料。	H16.7.28	H17.8.24	392	開示請求が本件以外にも多数有り、また2004年6月の越首相訪日、7月のオピニオンリーダー招聘、9月越前国家主席訪日、10月ASEM5（於越）等他の事務も著しく繁忙であったため。
	(大)(新)政治・外交・国際紛争・司法、 (中)諸外国内政・国情、 (小)諸外国内政・国情、 文書ファイル名 ①東独政治 作成者 外務省欧亜局東欧課 作成(取得)時期 1972年1月31日（他、計5件） (中)諸外国外交、 (小)国家承認、国交樹立・断絶・回復、 文書ファイル名 ②東独/諸外国国家承認 作成者 外務省欧亜局東欧課 作成(取得)時期 1972年1月1日（他、計6件）	H16.9.15	H17.9.22	372	一度に多数の開示請求が行われ、かつ開示請求の対象となりうる行政文書が著しく大量（開示頁数計約4,400枚）で、対象文書の探索、開示請求の対象となるか否かの調査に長時間を要し、また、開示請求の対象文書に外交上機微な情報が多く含まれていたため、慎重に審査を行う必要性があったため。
		H17.10.17	397		
	行政文書ファイル名「国際捕鯨委員会[作成(取得)時期：1971年10月01日]」に含まれる文書。（他、計2件）	H16.9.29	H18.2.17	506	開示請求の対象となった行政文書の量が著しく大量（開示頁数計約800枚）で、かつ本件開示請求の主管課（室）に一度に大量の開示請求が寄せられたため。
	1998年10月 日韓共同宣言（金大中大統領・小渕首相）が出されるまでの日韓のやりとりについて経緯がわかる文書。	H16.10.6	H18.1.23	474	開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝政府間協議等、当初予測し得なかった事務の繁忙により、開示請求処理に予想外の時間を要したため。
	1965年12月12-15日の李東元韓国外相来日の際の会談記録	H16.10.18	H17.11.16	394	同時期に処理すべき開示請求が多数重なっていたこと、開示請求受付後、六者会合、日朝実務者協議、日朝政府間協議等、当初予測し得なかった事務の繁忙が生じたことにより、開示請求の処理に予想外に時間を要したため。
	1970年2月に行われた、北原駐南ベトナムによる、ポーランドICC代表に対する、北ベトナムへの「日本側に北越と非公式に接触の用意がある」との伝言の依頼について詳細を示す資料。（他、計6件）	H16.11.10	H17.12.2	387	開示請求が本件以外にも多数有り、また2004年12月の越労働・傷病兵・社会問題大臣、2005年3月越外相（外賓）、4月越国会調査団の訪日等他の事務も著しく繁忙であったため。
	1973年4月14日-21日 三宅和助南東アジア第一課長などの北ベトナム訪問に関する資料。会談録、準備資料など。		H17.12.5	390	
	1973年3月に行われた日中航空協定に関する日本政府代表団（中江要介アジア局参事官ら）の訪中に関する記録（他、計2件）	H16.11.30	H18.2.22	449	対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数計約200枚）であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、日中間の要人往来、実務協議等他の事務も著しく繁忙であったため。
	中国に関する第三国協議 1964年06月01日 1. 日本政府と他国との中国・台湾問題をめぐる協議の内容がわかる文書・公電類 2. 日本側当局者（外交官のみならず自民党関係者も含む）が中国政府関係者に、直接・間接を問わず試みた接触の内容がわかる文書・公電類 3. 日本政府（外務省）の対中国政策の内容がわかる政策文書、または日本政府（外務省）内部の討議などがわかる文書、メモ、覚書、調書等。 4. 在外公館から中国に関する本省宛の電報や報告（ただし、ロジスティクス関係や現地新聞雑誌報道の要約などは不要）	H16.12.17	H18.2.17	427	対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数約150枚）であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、日中間の要人往来、実務協議等他の事務も著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	日・中共関係 1968年04月01日作成 1. 日本政府（外務省）の対中国政策の内容がわかる政策文書、または日本政府（外務省）内部の討議などがわかる文書、メモ、覚書、調書等。2. 日本側当局者（外交官のみならず、自民党関係者も含む）と中国政府関係者との接触の記録 3. 在外公館から中国に関する本省宛の電報や報告（ただし、ロジスティクス関係や現地の新聞雑誌報道の要約などは不要）	H17. 1. 5	H18. 2. 16	407	処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、日中間の要人往来、実務協議等他の事務も著しく繁忙であったため。
	国連代表権問題／中共 1966年01月14日作成の中から、当時の中国の国連加盟問題に対する1. 政策決定過程がわかる文書、（例、議事録、会談録全般、外務省内部で行われた議論、政府関係各所との協議、外務省ないし政府が国連や関係各国に対して協議し、働きかけた内容などが分かる文書、）2. 日本政府ないし、国連局を含めた外務省各部署の立場、意向、目的、方針がわかるもの（最終的なものだけでなく作成時期別に複数あれば全て、）3. 外務省（特に国連局）の各時期における情勢分析	H17. 1. 25	H18. 2. 8	379	開示請求受付後、安保理改革等事務の繁忙があったこと及び開示請求の対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数約250枚）で、対象の特定作業等に予想外の時間を要したため。
	日中関係 1970年10月01日 1. 日本政府（外務省）の対中国政策の内容がわかる政策文書、または日本政府（外務省）内部の議論・討議などがわかる文書、メモ、覚書、調書等。2. 日本側当局者（外交官のみならず、自民党関係者も含む）と中国政府関係者との接触の記録、または日本側当局者と諸外国関係者との中国問題をめぐる討議の記録。3. 在外公館から中国に関する本省宛の公電や報告（ただし、ロジスティクス関係や現地の新聞雑誌報道の要約、中国の経済産業の統計資料は不要）	H17. 2. 7	H18. 3. 8	394	対象となる行政文書が著しく大量（開示頁数約150枚）であり、処理に時間を要したため。処理すべき開示請求案件が著しく多いことに加え、日中間の要人往来、実務協議等他の事務も著しく繁忙であるため。
財務省	市町村から提出された国有財産譲与申請書に添付された図面（公図に当該法定外公共物等が用途別に明示された図面）	H17. 1. 7	H18. 2. 9	398	開示請求にかかる行政文書が著しく大量（10万枚超）であり、段階的な開示決定等に当たって審査に時間を要したため。 （参考） H17. 3. 7 : 25, 294枚分 H17. 6. 21 : 38, 055枚 H17. 9. 6 : 20, 304枚 H17. 12. 13 : 17, 667枚 H18. 2. 9 : 10, 866枚

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
国税庁	「審理事例検索システム」に保存される行政文書のすべて	H14. 2. 4	H17. 4. 7	1, 158	約15,000件分の文書について、H14. 4. 5に相当の部分(30枚)の開示決定以降順次開示決定等しているもの。 H14. 12. 20 : 63. 1KB (29枚分) H16. 4. 23 : 12. 69MB (9, 559枚分) H16. 9. 9 : 1. 16MB (789枚分) 今回は、 H17. 4. 7 : 2, 155枚分 H17. 8. 26 : 820枚分 H17. 12. 8 : 1, 433枚分 を開示決定等したもの
			H17. 8. 26	1, 299	
			H17. 12. 8	1, 403	
	①昭和47年9月20日付直法秘3-10ほか12課共同「法人税事務提要の制定について」 ②昭和48年9月12日付直法秘5-3ほか12課共同「源泉所得税事務提要の制定について」 ③昭和58年12月8日付直法4-15ほか4課共同「総合オンラインシステムにおける法人税内部事務の実施要領について」(事務運営指針) (計3件)	H16. 7. 22	H17. 12. 21	517	対象文書が古い上に大量であり、文書特定・抽出及び開示・不開示の審査に時間を要したため。また、同時期に同一の者から多数の開示請求がなされていたため。 ①29文書、2, 306枚 ②2文書、923枚 ③2文書、476枚
資源エネルギー庁	再処理事業所再処理施設のうち使用済燃料受入・貯蔵施設の使用前検査に係る ①使用前検査要領書 ②使用前検査成績書 (2件)	H15. 6. 20	H17. 12. 27	921	対象となる行政文書が、著しく大量であり、かつ同一の担当課において同時期に他の大量の開示請求が重なってしまったこと。また、核物質保護及び二国間協定に基づく技術に関する機微な情報等が含まれていたことから、開示・不開示の判断に相当の時間を要したため。 ①4, 746枚 H15. 8. 19 : 270枚 H17. 12. 27 : 4, 476枚 ②30, 482枚 H15. 8. 19 : 2, 330枚 H17. 12. 27 : 2, 8152枚
	再処理施設建設に係る設計工事認可及び改造に係る設計工事認可等				
会計検査院	衆議院から提出された支出証拠書類及び前渡資金証拠書類(平成14年度の(目)国政調査活動費に係る分。)	H16. 4. 12	H17. 5. 10	393	開示請求に係る行政文書が著しく大量であり、かつ、開示・不開示に関しては衆議院に意見照会を行ったことから、順次開示決定を行ったものの、その手続等に時間を要したため。
			H17. 5. 19	402	